

議案第三号

令和5年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価報告書について

令和六年一月二十二日

港区教育委員会

令和6年1月22日
教育委員会議案資料 No. 1

令和5年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価報告書について

審議内容

令和5年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価の結果について、報告書にまとめ公表します。

1 点検及び評価の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会が行う事務について執行状況の点検及び評価を行い、その結果を区民に公表することにより、区民への説明責任を果たすとともに、区民に信頼される教育行政を推進することを目的として実施しました。

2 報告書の内容

別紙「令和5年度（2023年度）港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）報告書（案）」のとおり

令和5年度（2023年度）
港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価
（令和4年度分）

報 告 書（案）

令和6年（2024年）1月

港 区 教 育 委 員 会

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目 次

1	点検及び評価の実施目的	1
2	点検及び評価の視点	1
3	点検及び評価の実施方法	1
4	令和5年度点検及び評価実施概要	3
5	令和5年度点検及び評価対象事業	4
6	点検及び評価結果	
	事業1 特別支援教育体制の整備	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	5
	評価委員の意見	7
	事業2 国際理解教育の充実	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	9
	評価委員の意見	11
	事業3 誰でも学べる機会の提供	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	13
	評価委員の意見	15
	事業4 区立のスポーツ施設等の環境整備	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	17
	評価委員の意見	19
	事業5 講座講演会などの実施	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	21
	評価委員の意見	23

7 資料

資料Ⅰ	点検及び評価の経過	25
資料Ⅱ	評価委員	25
資料Ⅲ	実施要綱	26

1 点検及び評価の実施目的

点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、教育委員会が行う事務について執行状況の点検及び評価を行い、その結果を区民に公表することにより、区民への説明責任を果たすとともに、区民に信頼される教育行政を推進することを目的として実施する。

2 点検及び評価の視点

教育分野における事業においては、効果がすぐに目に見えて現れないものもあることから、中長期的な視点で重点的、先駆的に実施すべきテーマに特化した点検・評価を実施し、教育の質の向上に活用するものである。

令和 5 年度の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、アフターコロナも見据えてどのような事業に取り組んだのかについての視点も取り入れて点検・評価を実施する。

3 点検及び評価の実施方法

(1) 点検及び評価の対象

「港区学校教育推進計画」「港区生涯学習推進計画」「港区スポーツ推進計画」「港区立図書館サービス推進計画」（令和 3 年度～令和 8 年度）の各計画において掲げる、基本目標のもとに体系化された施策に基づき実施する事業を対象とし、前年度に実施した事業について点検及び評価を行う（※）。

※令和 5 年度は、令和 4 年度に実施した事業について点検及び評価を行う。

(2) 点検及び評価対象事業の決定方法

特徴的・先駆的である取組であることや昨今の社会情勢等を考慮しつつ、点検及び評価の対象としてふさわしい事業を評価委員の意見を踏まえ、教育委員会において決定する。

(3) 評価シートの作成

教育委員会で決定した点検及び評価対象事業（以下「評価対象事業」という。）について、評価シートを作成する。

教育委員会事務局による評価については、「成果」「有効性」「効率性」の視点から点検・評価し、評価の理由に加えて課題、問題点を記載する。

また、項目別評価基準については、事業内容を計画どおり実施している場合は評価 3 で評価する。事業内容が計画以上に成果を上げている場合、事業の取組が施策の推進に寄与（適合）し、計画達成に向けて有効な取組となっている場合及び適切な手法・手段により事業が実施され効率性が高い場合は、評価 4 又は 5 で評価するものとする。

(項目別評価基準)

5：極めて高い 4：高い 3：普通 2：低い 1：極めて低い

(総合評価基準)

	定義【考え方】
拡充	対象者の範囲やサービス内容等の量の拡大又は質の充実を行って実施していくべきもので、事業の所管課が予算の増額を伴う事業の見直しを行うもの 【考え方】区民ニーズの増加などから、事業規模や範囲の拡大・充実の必要性があるものについて「拡充」と評価します。
継続	同様の事業内容で実施していくべきもの 【考え方】次年度も今年度と同様の事業内容（現状維持）で実施していくものについて「継続」と評価します。
改善	事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要があるもの 【考え方】社会状況や区民ニーズの変化により、事業内容を見直す必要があるものについて「改善」と評価します。なお、コロナ禍の影響を受けて事業を見直す場合も「改善」とします。
廃止	事業の必要性がないため廃止すべきもの 【考え方】事業が当初の目的を達成し、継続する必要のない場合、社会状況や区民ニーズの変化により必要性が無くなった場合は「廃止」と評価します。

(4) 評価の実施

評価対象事業の評価シートをもとに評価委員からいただいた意見を踏まえ、評価対象事業に対する教育委員会の評価及び今後の取組の方向性を示す。

評価委員から評価及び意見を受けるに当たっては、評価委員に対して事業の内容を説明する。

(5) 報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を港区議会へ報告するとともに、区民に公表する。

(6) 事後点検による評価の活用

前年度の報告書でまとめた今後の取組の方向性について、取組状況の確認を行い報告する。

令和5年度点検及び評価実施概要

港区教育ビジョン
～すべての人の学びを支え つなぎ 生かす～

【4つの個別計画】

港区学校教育推進計画	港区生涯学習推進計画
港区スポーツ推進計画	港区立図書館サービス推進計画

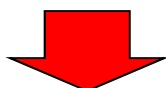
① 評価対象事業の決定

特徴的・先駆的である取組であることや昨今の社会情勢等を考慮しつつ、評価対象としてふさわしい事業を評価委員の意見を踏まえ、教育委員会において決定する。

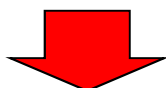


② 評価シートの作成

教育委員会で決定した評価対象事業について、評価シートを作成する。



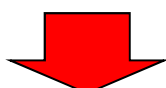
③ 評価シートをもとに評価委員による評価



④ 評価委員と教育委員との意見交換



⑤ 教育委員会による評価及び今後の取組の方向性を決定



⑥ 今後の取組の方向性に対する取組状況の確認・報告

令和5年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 対象事業

4計画 施策一覧 No.	計画名	施策名	対象事業名	この施策（対象事業）を選んだ理由	担当課
4	学校教育推進計画	インクルーシブ教育の推進	特別支援教育体制の整備	<p>選定の視点：今日的な事業 令和4年度から、民間企業への就労や進学に関する相談を行ったり、在籍する公的施設等で合理的配慮を受けるための助言を得たりすることができるよう、関係機関と適切に連携・調整をする特別支援コンシェルジュを教育センターに配置し、障害児の持てる力を最大限に伸ばすことができる支援や環境を整備したことから本事業を選定しています。</p>	教育指導担当
10	学校教育推進計画	国際社会に対応する教育の推進	国際理解教育の充実	<p>選定の視点：今日的な事業 コロナ禍により、海外派遣事業は国内での実施を迫られるなど、本事業は、これまでと異なる対応をしてきたことから選定しています。また、国際科、英語科国際の実施についても、平成18年度から全国に先駆けて区独自に実施してまいりましたが、学習指導要領の改訂により外国語が小学校3年から導入されるなど英語教育を取り巻く状況も変わってきていることから、あらためて本事業を評価し、今後の区の方針に検討していきたいと考えています。</p>	教育指導担当
13	生涯学習推進計画	いつでも、誰でも参加できる学習環境の提供	誰でも学べる機会の提供	<p>選定の視点：特徴的な事業 現行計画の新規事業として、障害の有無にかかわらず、誰でも生涯学習を実施できる仕組みをつくり、誰でも学び合える機会を提供することを目的とした事業を、令和3年度から開始しました。障害者施設と連携して、事業を企画する中で、障害のある人は、自分が通い慣れた場所以外に行くことはとてもハードルが高いことがわかり、障害者施設を会場として事業を実施していますが、事業内容に限られたり、健常者と障害のある人が交流することの難しさなど、課題も多くあります。試行錯誤しながら、少しずつ工夫し、事業を構築していますが、今後も、この方向性で進めてよいのか、点検・評価することが必要であることから、本事業を選定しました。</p>	生涯学習 スポーツ振興課
32	スポーツ推進計画	区立スポーツ施設等の計画的な整備と充実	区立のスポーツ施設等の環境整備	<p>選定の視点：特徴的な事業 区民が身近な場所で安全にスポーツ活動を行えるように、区立スポーツ施設においては、日常的な維持管理や公共施設マネジメント計画（以下「FM計画」といいます。）に基づく施設・設備改修のほか、設備等の不具合に応じた修繕を行っています。 令和4年度は、FM計画に基づく改修工事を4つの運動場（麻布運動場、青山運動場、埠頭少年野球場、芝公園多目的運動場）で行ったほか、麻布運動場（野球場）を人工芝化し、芝公園多目的運動場（フットサル場1面）に新たな人工芝を導入するなど、スポーツ環境の向上を図りました。 一方で、区立運動場における工作物等（照明塔、防球フェンス、人工芝等）の維持管理については、FM計画に位置付けられておらず、中長期的な維持管理計画がないため、必要に応じてその都度必要な維持補修を行う「事後保全型管理」による改修となっています。 今後、区民の運動する機会を安定的に提供することが可能となるよう、施設と合わせて工作物等を含めた維持管理の考え方について、評価・点検する必要があることから、本事業を選定しました。</p>	生涯学習 スポーツ振興課
52	図書館サービス推進計画	資料を活用した多様な学びの促進	講座講演会などの実施	<p>選定の視点：今日的な事業 図書館では、学びや知識が広がるきっかけとなる講座・講演会等を実施しています。換気や手指消毒・マスク着用の依頼など基本的な感染症対策を徹底して事業を実施しました。 令和4年4月に三田図書館が札の辻スクエアに移転開設し、産業振興課センターの定員が100名を超えるホール大（280名）・小（120名）の利用が可能になりました。ホールを利用した講座・講演会等を16回実施し、1,174人の参加がありました。 また、港区立図書館全体では、合計167回の講座・講演会を実施し、4,603人の参加がありました。 新三田図書館の移転開設もあり、実施回数及び参加人数が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の数値以上になりましたが、オンラインによる実施などICTの活用について、評価・点検する必要があることから、この事業を選定しました。</p>	図書文化財課

計上計画等種別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	R3~R8			
港区学校教育推進計画	R3~R8	72		

事業名	特別支援教育体制の整備			
評価対象事業年度	令和4年度	事業開始年度	令和4年度	
所属	教育委員会事務局学校教育部教育指導担当			

事業概要	
事業の目的	特別な支援を要する子どもが社会で豊かに生きるために、幼児期から社会的自立の実現まで、継続して切れ目のない相談支援できる体制を充実します。
事業の対象	就学前の幼児から高校卒業までの生徒及びその保護者
事業の内容 (進捗状況)	<p>1 特別支援コンシェルジュの配置 特別な支援を要する児童・生徒が社会で豊かに生きるために必要な教育や支援に関するアドバイスやコーディネートを学校や保護者に行う「特別支援コンシェルジュ」を教育センターに配置しました。</p> <p>2 保護者同士のコミュニティづくりの支援 障害のある子どもの社会的自立を目指した保護者支援を推進するため、障害がある子どもを育てる保護者の不安や悩みに寄り添い、保護者が孤立せずに、子どもの成長や将来と一緒に考えていけるよう、特別支援コンシェルジュを中心とした保護者のコミュニティ「みんなとCaféひだまり」を開催しました。</p> <p>3 関係機関から成るコンソーシアム設置に向けた準備 障害のある子どもの発達段階によって支援内容や相談先は多岐に渡っています。保護者に子どもが自立するまでの見通しを持った切れ目ない支援を行うためには、関係する部署それぞれが相互の支援内容を把握する必要があります。そのため、保育園・幼稚園入園から高校卒業までの切れ目ない相談支援体制を強化し、令和5年度から学校教育、障害福祉、子育て関係部署と医療機関から成るコンソーシアムの設置に向けて「港区特別支援教育連絡協議会準備会」を開催しました。</p>
根拠法令等	発達障害者支援法、港区特別支援教育連絡協議会設置要綱

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>1 特別支援コンシェルジュの配置 令和4年度に教育センターに特別支援コンシェルジュを配置し、学校における特別な支援が必要な児童・生徒について個別ケースへの出席、都立特別支援学校との交流を行うなど学校への支援や連携を深めました。</p> <p>2 保護者同士のコミュニティづくりの支援 令和5年3月に小学校入学前の幼児の保護者を対象とした「みんなとCaféひだまり」を開催しました。5名の参加があり、「小学校入学前に授業の流れや困ったときの学校支援など具体的な話を聞くことができて、安心して準備ができる。」「就学は再来年度であるが、準備や心構えをするのに良い機会となった。」等、保護者の心配や不安を取り除くとともに、保護者同士が知り合う機会を創出することができました。</p> <p>3 関係機関から成るコンソーシアム設置に向けた準備 令和5年3月に「港区特別支援教育連絡協議会準備会」を開催し、それぞれの部署で行っている障害者支援について共有し、医療機関や都立特別支援学校校長の他、障害者福祉課、児童相談所、子ども家庭支援センター等の関連する区長部局とともに課題を明らかにし、今後も継続して議論する場を作ることができました。</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和3年度											
令和4年度	6,319	4,213	2,106						6,319	6,286	99.48%
令和5年度	6,420	4,280	2,140				-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	特別支援コンシェルジュに係る人件費となっています。特別支援コンシェルジュが中心となり、みんなとCaféひだまりや港区特別支援教育連絡協議会準備会を実施することで、令和5年度の港区特別支援教育連絡協議会の設置目的を明確にするとともに、切れ目ない相談支援を充実することができました。										

所管課による項目別自己評価

項目	自己評価	第3回会議後評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	4	特別な支援を要する子どもが生まれてから自立するまで、保護者の不安は多岐に渡ります。気軽に相談できる環境を整え、特別支援コンシェルジュを中心に保護者とともに早い時期から支援や将来の方向性を考えることは、子どものキャリアや生き方の選択肢を広げ、子どもが社会で豊かに生きることにつながります。また、コンソーシアムを設置することで、複数の部署における支援内容や課題を共有し、それぞれの部署で連携した相談支援体制を整備することができ、事業目的に合致しています。
事業の効果性	4	4	「みんなとCaféひだまり」は、子どもが自立した将来を迎えることができるよう、保護者が心配に思っていることを気軽に相談し、保護者同士が経験を伝え合い、子どもの成長や将来を一緒に考えていける交流の場となっています。また、コンソーシアムを整備することで、各部署での取組を共有し、それぞれの部署で還元することで、保護者のニーズに合った支援や情報提供が行うことができるようになりました。
手法の効率性	3	3	「みんなとCaféひだまり」は特別支援コンシェルジュが中心となり、少人数による交流会形式で実施しています。今後は、保護者同士のグループワークやそれぞれのテーマに専門的な立場からアドバイスができるよう外部の講師を招聘するなど一人ひとりの状況に応じた支援ができるよう検討します。
区が実施する妥当性	5	5	区では、各総合支所の保健師の訪問による障害児の状態把握・保護者相談からはじまり、療育や相談事業、就労支援など就学前から障害児一人ひとりの状況に応じた支援を実施しています。切れ目ない支援相談体制を充実するため、区が実施する妥当性は高いと考えます。
事業継続の必要性	5	5	保護者同士のコミュニティづくりを支援することは、子どもが将来や自立について考え、その経験を伝えることができる大事な場所となっています。また、各部署担当する支援事業や抱える課題について、共有し、議論していくことは、区として一貫した継続性のある支援を整備することにつながります。事業は継続していく必要があります。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価

		○ 拡充	● 継続	○ 改善	○ 廃止
一次評価 (所管課による自己評価)		<p>特別支援コンシェルジュが中心となって、都立特別支援学校、障害者雇用事業所や関係部署との交流を図ることで切れ目ない支援体制を整備しています。令和5年度以降、「みんなとCaféひだまり」において、外部講師として活用するなど、連携を強化していきます。また、保護者の支援が必要な時期にあわせたテーマを取り上げ、保護者の関心を高めるとともに子どもへの理解が深まるコミュニティづくりを行っていく予定です。</p> <p>また、関係部署で行っている支援については、教育センターで行っている就学相談や教育相談の際に必要なに応じて情報提供するなど、担当者レベルまでの共通認識が必要になります。今後これらの課題について整理し、検討を行う必要があるため、引き続き教育委員会と関係部署との連携により「港区特別支援教育連絡協議会」において議論を深めていきます。</p>			
		<p>○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止</p> <p>専門性の高い分野を担う特別支援コンシェルジュが更に知見を深めることができるよう研修の機会を設定していく必要があります。</p> <p>特別な支援を必要とするお子さんをもつ保護者同士をつなぎ、子育ての困り感などを共有し交流できる場の提供は大切です。みんなとCaféひだまりに関連性のある既存のイベントと合わせて実施するなど、対象者が参加しやすい方法で実施していくことも今後の検討課題です。</p> <p>区長部局と連携し、障害のある子をもつ家庭全体への支援の在り方についても今後検討していく必要があります。</p>			

(総合評価基準)

拡充: 事業内容(規模や範囲等)の拡大や充実の必要性があるもの

継続: 同様の事業内容で実施していくべきもの

改善: 事業内容(規模や範囲等)の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止: 事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性

「みんなとCaféひだまり」において保護者が支援を必要とする時期にあわせたテーマを取り上げ、関心を高めるとともに、外部講師を招聘するなどにより一層子どもへの理解が深まるよう内容を充実していきます。また、特別支援コンシェルジュが専門性を更に高めることができるよう専門家による研修や講演など参加できる仕組みを構築していきます。

各関係部署で行っている支援については、教育センターで行っている就学相談や教育相談の際に必要なに応じて情報提供するなど、担当者レベルまでの共通認識ができるよう、課題について整理し、切れ目ない支援体制の構築に向けて、引き続き「港区特別支援教育連絡協議会」において議論を深めていきます。

「特別支援教育体制の整備」に関する意見

評価委員名： 末松 裕基

・幼児期から社会的自立の実現まで、継続した切れ目のない相談支援体制の確立を目指す本事業は大変に重要であると考えます。

・なかでも元校長などの「特別支援コンシェルジュ」を教育センターに設置し、児童・生徒に加え、保護者や学校への支援の充実を図った点が評価できます。

・今後は、同コンシェルジュが外部講師との学習会や、関係団体・専門学会での学習・研修を通じて、資格取得や学びの機会をさらに充実させていくことが必要になると思います。

・また、本事業における学級担任の位置づけの明確化や、関係構築のさらなる充実、さらに、本事業に対して、教職員がどのように効果や課題を感じているかという点の把握も課題になると言えます。

評価委員名： 興水 かおり

・今年6月に出された国の第4期教育振興基本計画におけるキーワードは「個別最適な学びと協働的な学び」。一人一人の子どもに応じた学びの場や方法を志向することが必要である。特別支援教育は、その重要性が広く認識されるようになり、港区においても関連した施策が年々充実してきていると認識している。ただ、各部署各機関が有機的に機能するには、「要となる場と人」が不可欠。令和4年度の取り組みにおける「特別支援コンシェルジュ」の配置と「みんなとCafé ひだまり」の設置については評価したい。さらに、「港区特別支援教育連絡協議会」が、実際に機能し、個に応じた縦横斜めの緻密な支援網が動き出せば、その効果も大きいのではないかと期待する。本事業の継続は適切であると考えます。

・「特別支援コンシェルジュ」の配置については、一人職というのでは負担が大きいのではないかと。これからの実績評価は必要であろうが、相談し合いながら職務遂行ができるような人員配置も視野に今後検討していただきたい。それと並行して、経験知だけでなく、最新の研究や動向などを不断に研修し、レベルアップできるような環境づくりも整備し、多様な保護者のニーズに満足のいく対応をのぞみたい。

評価委員名： 松尾 哲矢

・特別な支援を要する子どもが社会で豊かに生きるために、幼児期から社会的自立の実現まで、継続して切れ目のない相談支援できる体制を充実することは、重要な取り組みだと評価できます。なかでも「特別支援コンシェルジュの配置」は、多様なニーズや困りごとを把握し、迅速に対応するために関係部署とつなぐなど、重要な役割を担うものだと思います。

・一人のコンシェルジュが相談窓口から組織や関係部局間のコーディネート機能を一手に担うのは負担が大きくなりすぎることが懸念されます。コンシェルジュの機能を明確にし、具体的な役割と業務を限定的にすること、人数を増やすことなど、コンシェルジュ機能を最大限に生かす工夫が望まれます。

・保護者のコミュニティ「みんなとCafé ひだまり」の開催は重要ですが、参加人数が少ない現状がありますので、今後、さらに多くの皆さんに参集いただける工夫、たとえば事業展開の工夫、関係部署や保護者の会等との連携など、持続的に展開できる方法も含めてさらなる展開を期待したいと思います。

・関係機関から成るコンソーシアム設置を目指した「港区特別支援教育連絡協議会準備会」の設置は、支援を充実させる基盤として重要な取り組みだといえますが、その際、幼児期から社会的自立の実現まで、継続して切れ目のない相談支援できる体制という目的達成のためには、特別支援学校在籍時にとどまらず、卒業後の生活の場や機会を踏まえた支援体制を視野に入れて、関係組織や団体との連携も踏まえ、協議会の構成及び事業展開をしていただきたいと思います。

評価委員名： 鞍馬 裕美

・特別な支援を要する子どもとその家族が、安心して豊かに社会で過ごせるように支援する重要な事業です。

・今年度は教育センターに「特別支援コンシェルジュ」が配置され、さらに「港区特別支援教育連絡協議会」の設置に向けた準備が始動したことにより、関係機関・関係部署間の連携が強化されてきました。切れ目のない総合的な相談支援体制の構築を期待します。

・「特別支援コンシェルジュ」については、今後、さらに充実が期待されることです。「特別支援コンシェルジュ」が担う任務や役割は多岐にわたっていますので、研修のあり方や複数体制の模索については今後の課題と考えます。

・保護者同士のコミュニティづくりに尽力してきた点も評価できます。今後は、特別な支援を要する子どものきょうだいにも目を向け、年齢等に応じたきょうだい支援のあり方を追究していただきたいと思います。

計上計画等種別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	R3~R8			

事業名	国際理解教育の充実			
評価対象事業年度	令和4年度	事業開始年度	1 平成18年度 2 平成22年度 3 平成19年度	
所属	教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課教育指導担当			

事業概要	
事業の目的	グローバル化が進展した国際社会に対応できる真の国際人の育成に向け、英語によるコミュニケーション能力を身に付けさせるとともに、自国・他国の文化について学ぶ機会を充実させます。
事業の対象	港区立小中学校 児童・生徒
事業の内容 (進捗状況)	<p>1 小学校「国際科」、中学校「英語科国際」の実施 教育課程特例校として、すべての小学校において1年生から区独自のテキスト「Tomorrow」を活用し、「国際科」を週2時間実施しています。また、すべての中学校において「英語科国際」を週1時間実施しています。国際科、英語科国際を充実させるため、すべての学校に、外国人講師（NT）を週5日間派遣し、英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組んでいます。六本木中学校では、英語科国際の授業にネイティブ・コースを開設し、外国人講師（NT）によるオール・イングリッシュのレベルの高い授業を展開しています。</p> <p>2 テンプル大学との連携及び大使館等との交流 連携事業に関する基本協定を結んでいるテンブル大学の国内留学プログラム、異文化体験授業等を通して、自国や他国の文化に対する相互理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の向上の機会を創出しています。また、港区内に大使館が多くあることを生かし、児童・生徒が大使館を訪れることや、大使館職員から各国の生活様式や伝統文化について学ぶことなど、大使館との交流を充実させています。</p> <p>3 小中学生海外派遣の充実 児童・生徒が国際理解を深め、国際感覚の基礎を培い、英語でのコミュニケーション能力を身に付けることを目的として、夏季休業期間中に、小学生40名を9日間、中学生40名を10日間、オーストラリアに派遣しています。ホームステイや現地校への体験入学を通して、外国の自然や文化、歴史を学んでいます。</p>
根拠法令等	教育課程特例校制度実施要綱、港区小中学生海外派遣実施要項 日本でできる小・中学生の国内プログラム事業実施要綱

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>1 小学校「国際科」、中学校「英語科国際」の実施 令和4年度のアンケート調査において、「英語が楽しい、好きだと思う児童・生徒の割合」は、81%でした。各小中学校に毎時間ネイティブティーチャー（NT）を配置し、担任または英語担当とNTが、連携した指導をした成果が表れています。国際科、英語科国際の充実を図るため、国際科担当者を年7回実施し、授業研究などとおして、教員やNTの授業力の育成に努めました。</p> <p>2 テンプル大学との連携及び大使館等との交流 令和4年度 国内留学プログラム（令和4年8月1日、2日、4日、5日実施）は、小学生が40名、中学生が18名参加しました。ネイティブスピーカーの講師に加え、国際色豊かなテンブル大学ジャパンキャンパスの学生とともに、日本にいなから「英語オンリー」の環境を体験することができました。 コロナ禍においても、各学校は、近隣の大館等と交流を行いました。生活様式や伝統文化について学んだり、民族舞踊を披露していただいたり、児童・生徒が日本の文化について発信したりすることができました。</p> <p>3 小中学生海外派遣の充実 コロナ禍において海外渡航や現地での活動に制限があったことから、令和4年度は小学生38名、中学生39名が沖縄を訪問し「国内イングリッシュ・キャンプ」を令和4年7月25日から28日までの4日間実施しました。外国人留学生と生活を共にし、学んだことを現地の報告会で発表しました。英語に親しむことはもとより、グローバルな視点で他者と関わろうとする力や、コミュニケーション能力を身に付けることができました。</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和3年度	284,656	284,656					1,177		285,833	257,913	90.23%
令和4年度	314,903	314,903					-3,831		311,072	297,312	95.58%
令和5年度	363,636	363,636					-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	児童・生徒がより主体的に国際理解教育に取り組むことができるよう、国際科・英語科国際のカリキュラムの見直しや、各事業実施内容・方法を検証し、国際理解教育を一層充実させていく必要があります。数ある教育課題の中でも、教育委員会は、国際人育成事業を重点課題として捉えており、事業拡充を検討していることから、事業費は増加する見込みです。										

所管課による項目別自己評価			
項目	自己評価	第3回会議後評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	5	国際理解教育の充実、港区学校教育推進計画「重点事業」の一つです。グローバル社会で活躍できる真の国際人育成を目指す港区において、本事業の目的の適合性は高いといえます。
事業の効果性	4	4	各学校では、担任と外国人講師が連携し、英語を使ったコミュニケーション活動を充実させた国際科・英語科国際の授業に取り組んでいます。令和4年度に「英語が楽しい、好きだと思う」と答えた児童・生徒の割合は、81%になっていることから、国際理解教育を先進的に推進してきた効果が認められます。
手法の効率性	4	4	国際科、英語科国際の授業の実施は、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に直結する施策です。また、海外派遣事業、国内留学プログラムをとおして、多くの児童・生徒に英語を活用した直接体験をさせていることから、手法の効率性は高いといえます。
区が実施する妥当性	5	5	区立小中学校に通うすべての児童・生徒が、真の国際人として、グローバル社会で活躍できるよう教育施策を実施していく必要があります。そのことから、国際科・英語科国際の授業の実施や、児童・生徒が英語を活用する直接体験ができる事業を区が実施する妥当性は高いといえます。
事業継続の必要性	5	5	児童・生徒が、社会で活躍する時代には、グローバル化がさらに進展していくと予想されます。児童・生徒が高いコミュニケーション能力を身に付け、自国・他国の文化について学ぶ機会を増やすためにも、事業継続の必要性は非常に高いといえます。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>国際科・英語科国際の授業では、各学校において外国人講師と連携を図り、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図ることができています。国際科担当者等をとおして、各校の優れた実践を共有し、授業の一層の充実に努めるとともに、カリキュラムの見直しを進めています。</p> <p>また、コロナ禍においても、国内留学プログラム、オンラインによる大使館等との交流、「国内イングリッシュ・キャンプ」を実施し、自国・他国の文化を学ぶ機会を保障し、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力、グローバル社会で他者と関わる力を向上させることができました。海外派遣事業については、受け入れ先の都合で、代表児童・生徒40名の派遣となっており、人数を増やすことが難しい状況です。今後、より多くの児童・生徒が、海外渡航を経験できる施策を展開していきます。</p>
二次評価 (評価会議による評価)	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>国際理解教育の充実、港区の教育の重点事業の一つであり、一層の充実が求められています。港区に多くの大使館が立地することを生かし、全ての学校で、大使館との交流の機会を検討するなど、児童・生徒が、異文化を直接体験する機会を重視した教育をさらに充実させていく必要があります。また、海外派遣事業については、より多くの児童・生徒が、海外渡航を経験し、コミュニケーション能力を高めるとともに、異文化に対する理解を深めることができるように事業を拡充していくことを期待します。</p>

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>引き続き、国際科・英語科国際の授業のさらなる充実を図るとともに、テンプル大学と連携した異文化体験授業を実施し、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図ってまいります。</p> <p>また、港区の地域特性を生かし、近隣の大使館への訪問や、学校に大使館職員を招き、各国の生活様式や伝統文化に関する講話や体験学習を全学校で展開してまいります。</p> <p>これらの取組により培ってきた英語でのコミュニケーション能力を発揮する集大成の場として、中学校第3学年の全生徒を対象に、海外での修学旅行を実施し、現地学生との交流や海外の文化等に直接触れることをとおして、真の国際人を育成してまいります。</p>

「国際理解教育の充実」に関する意見

評価委員名： 末松 裕基

・コロナ禍において海外派遣事業が難しくなったことから、国際理解教育のあり方の検討や改善は従来以上に大きな課題となっているため、本事業の積極的な取り組みは意義深いと思います。

・なかでも、ネイティブスピーカー等の学校派遣を通じた英語によるコミュニケーション能力の向上を重視したという点で、授業レベルの高度化が確認できます。大使館や大学との交流の充実など、児童・生徒による自国・他国の相互理解の深化も見て取れます。令和4年度アンケートにおいて「英語が楽しい、好きだ」と感じている児童・生徒は81%と高い割合にあることから分かるように、事業の効果が出ていると言えます。

・今後は、コロナ禍で生まれたさまざまな工夫をどのように継承し、今後活かしていくかという視点も重要になると考えられます。

評価委員名： 輿水 かおり

・国際理解教育は、港区学校教育推進の大きな柱である。学校を取り巻く環境を考えても、港区からの発信、港区ならではの事業展開が求められる。4年度の事業の効果で注目したのは、「英語が楽しい・好きだと思う」と答えた児童・生徒の割合が80%を超えたことである。小学校1年生からの「英語」の導入に際しては、「早期教育は、子どもたちにとってかえって興味関心を薄くさせるのではないか…」「日本語こそしっかり学ばせるべきではないか…」等の声もあった。子どもたちが他国の言葉を知り、使うことが楽しいと評価していることは、今までの取り組みの方向性が支持されたといえる。

・互いに伝え合うためのツールとして言語は大きな力をもつ。単なる言語能力の習得だけでなく「分かりあいたい」「分かり合えた」という実の場での実感を実感にさせたい。

・港区の大きな特色ある教育として区民の関心だけでなく内外の関心も高い。実績評価については何を評価項目にするのか、何で評価するのかといった視点も今後さらに精度を高めてほしい。

評価委員名： 松尾 哲矢

・グローバル社会において「小学校「国際科」、中学校「英語科国際」の実施」「テンプル大学との連携及び大使館等との交流」「小中学生海外派遣の充実」の取り組みは評価できます。

・「英語によるコミュニケーション」と「異文化理解」がどのように接合しているかを明確に示しながら行う必要があると思います。英語能力の向上と異文化理解を接合しながらより充実した科目展開になることを望みます。

・テンプル大学との連携だけではなくさまざまな大学と連携すると、より多様な取り組みができると思います。また港区に多くの大使館があることを生かし、大使館を通じて広げていくような手法等も検討し、さらに範囲を広げていただくことで児童生徒の学びの幅が広がるように思います。

・コロナ禍にあって海外渡航や現地での活動が制限されるなかでの取り組みは理解できますが、今後、海外での活動について事前の学び、事後の学び、現地の子供生徒との持続的な交流等を視野に入れてさらに充実することを期待します。

評価委員名： 鞍馬 裕美

・国際色豊かな港区の資源や環境を存分に生かした事業が展開されていると高く評価できます。

・外国人講師がすべての学校に週5日間派遣され、また、国際科担当者会を年7回実施して授業研究を行うなど、教員の授業力の育成に尽力している様子が看守できます。児童生徒のみならず、外国人講師および担任・英語担当教員からの丁寧な聞き取り調査・アンケート調査を定期的に行うことで利点や改善点の把握に努め、今後につなげていただければと思います。

・テンプル大学との連携による国内留学プログラムの実施や、オンラインを活用した大使館等と交流の実施、沖縄での「国内イングリッシュ・キャンプ」の実施など、コロナ禍においても工夫を凝らして多くの学びの機会を創出してきたと言えます。海外派遣事業に関しては、人数的にも制約があることから、国内あるいは港区内においてすべての児童生徒がいかんして多様な文化的・言語的環境に接して学びを深めることが可能か、継続的な検討が望まれます。

計上計画等種別	年度版	参照ページ	
港区基本計画	R3~R8	290	
港区生涯学習推進計画	R3~R8	41	

事業名	誰でも学べる機会の提供事業		
評価対象事業年度	令和4年度	事業開始年度	令和3年度
所属	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課		

事業概要	
事業の目的	障害の有無に関わらず、生涯学習を実施できる仕組みをつくり、誰でも学び合える機会を提供します。
事業の対象	区民
事業の内容 (進捗状況)	<p>本事業は、令和元年度に文部科学省が発出した「障害者の生涯学習の推進方策について」を受け、障害者の生涯学習を推進するため、令和3年度から実施しています。事業の実施にあたっては、障害のある方が参加しやすいよう、交通手段が確保されている、通い慣れた障害者施設を会場としました。</p> <p>【令和3年度(予算措置無し)】 既存の事業等を活用しながら、試行的に実施することとしました。 ■カメラ講座(協力:読売新聞社) 対象者:どなたでも 会場:障害保健福祉センター 読売新聞社のカメラマンから、一眼レフカメラの使用方法を習ったうえで、それぞれが好きなものを撮影し、最後に作品名を付けた写真を各自が発表し、講師からの講評を受けました。</p> <p>【令和4年度(予算措置無し)】 前年度の検証を含め、開催方法等を工夫しながら実施しました。 ■カメラ講座(協力:読売新聞社) 対象者:どなたでも 会場:障害保健福祉センター 障害のある人とない人との交流を促進するため、参加者が「カメラマン」と「モデル」の両方を体験する事業としました。募集方法を工夫したことで、障害者の参加者が増えました。</p> <p>■日本舞踊講座(協力:西川瑞扇舞踊研究室) 対象者:どなたでも 会場:精神障害者支援センター 扇子での表現方法を学びながら、踊りを1曲習い、最後に全員で踊りました。</p>
根拠法令等	

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>【令和3年度】 ■令和4年2月1日(火)「新聞記者に学ぶ「伝える」写真体験デジタル一眼レフカメラを借りて撮ろう」 参加者:12人(全員障害のある方)</p> <p>【令和4年度】 ■令和4年12月5日(月)「新聞記者に学ぶ「伝える」写真体験!デジタル一眼レフカメラを借りて撮ろう」 参加者:14人(障害のある方9人、障害のない方5人) ■令和5年2月22日(水)「新聞記者に学ぶ「スタジオカメラマン体験!」」 参加者:11人(障害のある方6人、障害のない方5人) ■令和5年3月5日(日)「体験!日本舞踊~扇子で伝える言葉って?~」 参加者:11人(障害のある方2人、障害のない方9人) ※カメラ講座は、抽選となりました。 ※日本舞踊講座は、日曜日に開催したため、子どもから高齢者まで幅広い世代の参加がありました。</p>

事業費の状況(単位:千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和5年度	110	110	0	0	0	0	-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	令和3年度と令和4年度については、他の事業で実績のある事業者が、無償で協力してくれたことから、予算措置を必要とせず、試行的に事業を実施しました。 令和5年度は、前年度までの検証を踏まえ、講師謝礼等の経費を予算計上し、実施しています。										

所管課による項目別自己評価			
項目	自己評価	第3回会議後評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	4	障害者施設職員と連携し、事業立案することで、障害のある人が参加しやすい講座としており、「障害の有無に関わらず、生涯学習を実施できる仕組みづくり、誰でも学び合える機会を提供すること」という事業目的に適合しています。
事業の効果性	4	4	アンケートでは、参加者の90%以上が「参加して良かった」と回答しており、満足度は高いです。また、「コミュニケーションがとれたことも大変良かった」との回答もあり、事業の目的は達成できています。今後は、新たな区民の参加を促進する工夫や、参加者同士の交流をより活性化できるように、検討します。
手法の効率性	5	5	障害のある人が参加しやすいよう障害者施設で開催し、生涯学習スポーツ振興課の既存事業を活用することで、効率的に実施できています。
区が実施する妥当性	4	4	障害の有無にかかわらず、誰一人取り残すことない共生社会の実現を推進するために、障害のある人とない人がともに学ぶ機会を区が提供することは妥当です。
事業継続の必要性	5	5	誰もが自主的に参加し、誰でも学び合える機会を提供することは、生涯学習のめざすべき姿でもあることから、本事業の必要性は高いと判断します。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>本事業は、令和3年度から試行的に開始した新規事業です。障害者施設と連携し、事業内容を検討することで、障害のある人の興味や関心が高い講座となっています。また、会場を通い入れた障害者施設とすることで、障害のある人が参加しやすい工夫をしています。さらに募集にあたっては、障害者施設での周知のほか、広報みなどで募集する際は「障害者」の 카테고리ではなく、「募集全般」で周知することで、障害のない人も参加しやすいようにしています。</p> <p>今後は、障害のある人とない人との交流が、より活発に行われるように工夫するとともに、共に学び・生きる共生社会の実現に寄与する事業となるよう、検証を重ねながら実施していきます。</p> <p>以上の理由から、本事業の評価を「継続」とします。</p>
二次評価 (評価会議による評価)	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>障害の有無、年齢、立場を超えた交流そのものに意味がありますので、息の長い持続可能な取組を期待します。</p> <p>また、現在は、障害者施設で主にカメラ講座を実施していますが、今後は生涯学習施設等での実施や、障害の種類にも配慮した事業展開、書道、彫塑、パソコンなどの多様な講座を実施することなどにより、共生社会がより自然に実現できるよう、事業を継続し試行錯誤しながら充実に取り組むことを期待します。</p>

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>最終的には、全ての生涯学習講座が、障害のある人もない人も、大人も子どもも、国籍も関係なく、誰もが当たり前に参加できる機会となることが理想ですが、現状は、特定の障害者施設において、試行錯誤しながら、限られた講座内容で開催しているのが実態です。</p> <p>まずは、障害者施設の職員と共に、障害者のニーズ把握や企画検討・講座開催を継続するとともに、カメラ講座以外にもより交流を図ることができるプログラムについて検討します。</p> <p>その後、障害の種類などに配慮した講座を新たに加えるなど、様々な講座を実施していく中で、事業のコンセプトが定着し、生涯学習施設でも実施できるよう、少しずつでも丁寧に事業を進めていきます。</p>

「誰でも学べる機会の提供」に関する意見

評価委員名： 末松 裕基

・障害の有無を問わずに、誰でも学び合えるということを重視した本事業は、実際の講座への参加者を見ても、さまざまな方（たとえば、障害のある方、障害のない方、子ども、高齢者など）の交流が確認でき、高く評価できると言えます。

・また、講座参加においてリピーターが多いことから分かるように、本事業の充実度が確認でき、今後も障害の有無にかかわらず参加者や関係者のさらなる交流が期待できるようです。

・今後も、息の長い持続可能な取り組みが期待されるようですが、そのためにも、予算面や運営面も含めた事業運営の課題の整理・検討が鍵になると思います。

評価委員名： 輿水 かおり

・文部科学省発出の「障害者の生涯学習の推進方策について」を受けての事業であるが、予算措置もない中でのある意味手探りの年であったように理解している。

・港区の新規事業として「障害者」に限定するのではなく「誰もが学び合える」ことをコンセプトにしているところを高く評価したい。令和3年度は、参加者全員が障害者であったが、徐々に「誰もが」という方向で推移してきたことは意味があると思う。予算措置がない中で、少しずつ方向性や進め方を模索してきた様子が理解できる。試行や試作を重ねてより港区らしい「誰もが」にこだわった事業として展開することを期待している。

・視覚障害者とともに楽しむ音楽会や聴覚障害者と創る演劇活動、着付け教室や彫塑教室など実績のあるイベントや取り組みなども大いに取り入れて楽しい事業に育ててほしい。

評価委員名： 松尾 哲矢

・障害者の生涯学習の推進は、きわめて重要な課題であり、その取り組みとして障害者施設を活用して障害者の方のアクセシビリティ、ならびに健常者の方の障害者施設理解を深め、ともに楽しめる事業とするねらいは評価できます。

・カメラ講座は、障害者－健常者がともに楽しみやすいコンテンツだと思いますが、今後、さらに多様な文化的活動、またパラスポーツ等もコンテンツとして入れながら、運動やスポーツを通した生涯スポーツの推進に向けた取り組みを期待します。

・障害種別にも配慮した事業のコンテンツの広がりが求められます。

評価委員名： 鞍馬 裕美

・令和3年度から令和4年度にかけて試行を重ねるなかで、事業としての内容の充実と参加者の裾野の広がりが認められます。特に募集方法に関しては、障害者施設での周知の他に「広報みなど」において「障害者」カテゴリーではなく「募集全般」としたことにより、工夫の成果が見られました。

・開設する講座に関しては、事後アンケートのみならず事前アンケートも実施するなど、ニーズの把握が必要と判断します。特に、それぞれの年齢、障害の程度や内容等に応じて、参加したい・参加可能な講座も異なることが予想されます。ニーズや実態を行政として把握し、必要な配慮を講じて企画し実施していくことが望まれます。

・「誰でも学び合える」「参加者同士の交流」を促すうえでの困難さや環境整備のあり方については、講座の講師等からも聞き取りを行い、今後に生かしていただきたいと考えます。

計上計画等種別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	R3～R8	284		
港区スポーツ推進計画	R3～R8	62		

事業名	区立のスポーツ施設等の環境整備			
評価対象事業年度	令和4年度	事業開始年度	昭和46年度	
所属	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課			

事業概要	
事業の目的	区民の運動する機会を安定的に提供することが可能となるよう、施設と合わせて工作物等を含めた維持管理の考え方を整理します。
事業の対象	区立運動場
事業の内容 (進捗状況)	<p>区民が身近な場所で安全にスポーツ活動を行えるように、区立スポーツ施設においては、日常的な維持管理のほか、設備等の不具合に応じた修繕、公共施設マネジメント計画（以下「FM計画」といいます。）に基づく施設・設備改修工事を行っています。</p> <p>令和4年度は、麻布運動場（野球場）を人工芝化し、芝公園多目的運動場（フットサル場1面）に新たな人工芝を導入するなど、スポーツ環境の向上を図るとともに、FM計画に基づく工事として、区立運動場7施設のうち4施設（麻布運動場、青山運動場、埠頭少年野球場、芝公園多目的運動場）において、施設・設備改修工事を行いました。</p> <p>しかし、特に令和4年度においては、FM計画に基づく改修工事は区立運動場7施設のうち4施設が対象となっており、区民のスポーツをする場を継続的に確保するためにも、休止・休場期間を設けずに工事をしなければならず、工事期間や工事手順の調整に時間を要しました。</p> <p>また、指定管理制度導入施設においては、指定管理者の権限で実施できる修繕に上限額が定められており、上限額以下の修繕は機動的な対応を図る観点から指定管理者が実施できることとなっているものの、上限額を超える場合の修繕は緊急性があるものであっても、工事前の設計・起工が必要となり、緊急的な対応が難しい状況です。</p> <p>さらに、区立運動場における工作物等（照明塔、防球フェンス、人工芝等）の維持管理については、FM計画に位置付けられておらず、中長期的な維持管理計画がないため、必要に応じてその都度必要な維持補修を行う「事後保全型管理」による対応が続いています。</p> <p>今後、区民の運動する機会を安定的に提供することが可能となるよう、施設と合わせて工作物等を含めた維持管理の考え方を整理します。</p>
根拠法令等	スポーツ基本法、港区立運動場条例、港区立運動場条例施行規則、港区立芝給水所公園運動場運営要綱、港区立芝公園多目的運動場運営要綱、港区立麻布・青山運動場運営要綱、港区立芝浦南心頭公園運動広場運営要綱

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>令和3年度</p> <p>1 芝給水所公園運動場エレベーター戸開走行防止工事（施設休止無し）</p> <p>令和4年度（※は施設の休場や利用休止、利用制限あり）</p> <p>1 港区公共施設マネジメント計画等に基づく改修工事</p> <p>(1) 麻布運動場※ ①空調、給排水衛生設備等改修、②防水、外壁、鉄部塗装等、③電灯、受変電設備等改修</p> <p>(2) 青山運動場※ ①空調、給排水衛生設備等改修、②内装改修・鉄部の塗装及びタラップ改修、③電灯、受変電設備等改修</p> <p>(3) 埠頭少年野球場 ①空調、給排水衛生設備等改修、②鉄部塗装等、③受変電、幹線、電灯、通信・情報設備改修</p> <p>(4) 芝公園多目的運動場※ ①給湯設備、空気調和設備等改修、②付随する建築及び電気設備工事</p> <p>2 麻布運動場（野球場）人工芝化工事※</p> <p>3 埠頭少年野球場 止水板・止水ドア設置工事</p> <p>4 芝公園多目的運動場 プール可動床部品取替え</p> <p>屋外プールの可動床の駆動部の部品交換は、急遽修繕が必要となったものの、FM計画に含まれておらず当該工事期間中の修繕に対応できず、令和4年度は水深を固定しての営業となりました。</p> <p>5 芝公園多目的運動場 人工芝張替え※</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和3年度	292,109	260,077			31,679	353	(1,089)	49,910	340,930	337,453	98.98%
令和4年度	1,056,082	1,007,781				48,301	24,118	24,118	992,924	926,221	93.28%
令和5年度	469,749	469,448				301	-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	FM計画に基づく工事や、事後保全による工事の規模に応じて、年度によって、事業費や業務量に大きな差が生じています。										

所管課による項目別自己評価			
項目	自己評価	第3回 会議後 評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	4	スポーツ施設の維持管理において、公共施設マネジメントの視点で、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、計画的な保全を行っていく必要があります。
事業の効果性	3	3	人工芝をはじめとした工作物等についてはその都度維持補修を行っているため、抽選予約申込みの開始後や予約済みの利用枠で作業をする場合には、利用者との調整が必要で、区民の運動する機会を安定的に提供することが困難となる場合があります。
手法の効率性	3	3	維持補修工事が指定管理者の権限で実施できる上限額を超える規模となる場合は、緊急性がある内容であっても、設計から工事まで2年近くかかることもあり、効率的な手法とは言えません。また、人件費や資材等の物価高騰の影響により、上限額以下で緊急に対応できる工事内容が縮小している現状があります。
区が実施する妥当性	5	5	スポーツ基本法及び港区運動場条例に基づき、区は、安全なスポーツ施設を持続的に提供していく必要があり、区が区立運動場の維持管理計画を策定することは妥当です。
事業継続の必要性	4	4	区は、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、将来にわたって計画的な保全を行っていく必要があるため、事業継続は必要です。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 廃止
	スポーツ施設の管理運営を行う本事業は、区民が安全に運動する機会を安定的に提供し続けていくために、必要不可欠な事業です。 しかし、工作物については、事後保全型の管理によってその都度維持補修を行っているため、計画的な改修工事や休止期間の調整が困難な側面があります。 区が将来にわたって計画的な保全を行い、区民に安全なスポーツ施設を持続的に提供し続けていくためには、計画的な維持管理手法の「改善」が必要と判断し、評価しました。
二次評価 (評価会議による評価)	○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 廃止
	区立スポーツ施設において安全安心な運動機会を提供するため、公共施設マネジメント計画に基づく施設の維持管理は非常に重要であり、スポーツ施設における工作物等に対しても、計画的な予防保全型管理の考え方を取り入れた維持管理を行うことが必要です。 また、指定管理者の権限で実施できる上限額を超える工事を行う場合の手続については、機動性を確保できるよう抜本的な改善案を検討することを期待します。 なお、区民がスポーツをする場を確保するという観点から、休止・休場期間をできる限り設けずに対応しようとする姿勢は評価できます。

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>スポーツ施設の管理運営を行う本事業においては、区民が安全に運動する機会を安定的に提供し続けていくために、工作物においても、予防保全型管理の考え方を取り入れた維持管理を行うことが必要です。</p> <p>今後は、スポーツ施設における工作物の健全度調査を行い、休止・休場期間をなるべく設けずに区民がスポーツをする場を確保しながら、安全なスポーツ施設を持続的に提供できるよう、予防保全型管理の考え方を取り入れた維持管理計画を策定します。</p> <p>なお、指定管理者の権限で実施できる上限額を超える工事を行う場合の手続については、制度の抜本的な見直しのために、他自治体等への調査を進めます。また、工事費が不足する場合は、補正予算の活用も視野に入れながら機動性の確保に努めていきます。</p>

「区立のスポーツ施設等の環境整備」に関する意見

評価委員名： 末松 裕基

・公共の場において特に施設面の安心・安全は区民生活には欠かせず、本事業のように日常的な維持管理、不具合に応じた修繕に加えて、公共施設マネジメント計画に基づく改修・工事は重要になると言えます。

・なかでも、区民の利便性の確保のために、休止・休場期間を設けずに、施設の工事・改修の期間や手順を調整・工夫するという前向きな努力が確認できます。

・本事業に係る周知や広報は、それ自体が利用者とのやり取りの充実やコミュニケーションの場の構築となることから、さらなる周知や広報活動のあり方の検討や、また、行政・事業者等の専門家・利用者との日常的かつ定期的な話し合いの場の設定も重要になると言えます。

評価委員名： 輿水 かおり

昨今の不安定な政治情勢や経済状況等、計画が思うように進まない事態が生じる困難な事業である。利用者のニーズと改修等に必要な時期とのずれも当然予想され、関係者の苦労が想像される。

区民が安全に運動を楽しむことが大前提である。緊急性やプライオリティを十分協議して進めてほしい。事業や手法の効果性について、厳しい自己評価が示されているが、これらの件に関しては、維持補修工事費の上限を見直すなど、より抜本的な改善策を考えることも必要ではないか。制度的な条件や法令等事務的な問題もあることが予想されるが、ぜひ、効果的な維持管理手法の改善を望むところである。

コロナ禍で、子どもたちの体力が落ちているのではないかという調査結果も出ている。コロナが一応の収束を向かえ、区民のスポーツ施設に寄せる期待も膨らみ、利用者も今後大きく増えていくことが予想される。区民の理解を求めつつ、適時適切な安全第一の環境整備を。

評価委員名： 松尾 哲夫

- ・区立スポーツ施設において、公共施設マネジメント計画に基づき、計画的に整備されている点、区民のスポーツをする場の継続的な確保に向けて、できるだけ休止・休場期間を設けずに工事等を実施している点は評価できます。
- ・工事期間や工事手順の計画を精緻に行い、今後も休止・休場期間を設けずにすむ方法を進めていただきたいと思います。
- ・スポーツ施設の安全・安心の確保は不可欠の問題であり、補修にあたって維持補修工事において、指定管理者の権限で実施できる予算上限額にとどまらず必要な予算措置を行い、迅速な対応に努め、安全・安心の確保をさらに図っていただきたいと思います。
- ・突発的な施設的な課題については、「事後保全型管理」によって対応する必要がありますが、工作物等に対しても計画的な予防保全に関する計画と予算措置が求められます。

評価委員名： 鞍馬 裕美

- ・区民に対して安全に安定的に運動する機会が提供されるためには、施設管理の計画的な維持管理が不可欠であり、本事業の重要性が認められます。
- ・「事業費の状況」の「予算状況」において、「その他」の項目に相応の予算が計上されております。「その他」が具体的に何を含むものなのか、説明が必要と考えます。
- ・修繕補修工事に関しては、機動性の確保も大切な要素です。指定管理者の権限で実施できる予算上限額で左右される現在のあり方や工作物等の維持管理のあり方については、他の自治体における事例なども十分に踏まえて改善していく必要があると言えるでしょうか。

【事務局からの回答】

当初予算額の財源内訳の「その他」は、自動販売機設置に係る電気料金受入れ等の収入を計上しています。令和4年度は、麻布運動場の人工芝化工事に係るスポーツ振興くじ助成を臨時的に計上しています。

計上計画等種別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	R3~R8	292		
港区立図書館サービス推進計画	R3~R8	44		

事業名	講座講演会などの実施			
評価対象事業年度	令和4年度	事業開始年度	昭和34年度	
所属	教育委員会事務局教育推進部図書文化財課			

事業概要	
事業の目的	日々の暮らしや仕事に関する課題解決の支援や多様な学びの機会を提供します。また、講座や講演会を通じて図書館利用者が優れた文化に直接触れる機会を提供することで、図書館利用の促進を図ります。
事業の対象	図書館利用者
事業の内容 (進捗状況)	<p>図書館では、区民の学ぶ意欲の一層の向上をめざして、図書館資料の充実だけでなく、新しい資料と出会い、学びや知識の広がるきっかけとなる取組として、講座・講演会などを開催しています。各図書館は、重点収集分野や立地などの特色を生かした講座・講演会を企画し、参加者のアンケート結果を次回以降の企画に生かしています。また、鉄道開業150周年、勝海舟生誕200年、徳川家康（大河ドラマ）など、その年の話題となる講座・講演会を実施しています。</p> <p>*講座・講演会例</p> <p>三田図書館 ビジネス講座（SDGs、年金、ハラスメント）、日本伝統芸能関連（津軽三味線・箏・琵琶の演奏、落語、カツベン）、スポーツ（箱根駅伝）、朗読会（年2回は元アナウンサーによる）</p> <p>みなと図書館 解説付き映画会、ロック講座、多読講座、コンサート（ウクレレ）</p> <p>麻布図書館 地域密着（麻布十番商店街手ぬぐい店による講座、麻布まち講座）、コンサート（ヴァイオリン、マンドリン、ギター、サクソ、電子ピアノ）、日本再発見（俳句、墨絵・水墨画）</p> <p>赤坂図書館 地域連携（ヨックモックミュージアム、SDGs、勝海舟生誕200年特別講座）、朗読会</p> <p>高輪図書館 鉄道開業150周年記念講座（全5回）、文学セミナー（北条政子像、与謝蕪村、樋口一葉）、コンサート（津軽三味線、ファミリージャズコンサート）、朗読会</p> <p>港南図書館 暮らしセミナー（ライフプラン、整理収納、セカンドライフ、住宅ローン）、伝統文化（日本刀、紋切り）、コンサート（ヴァイオリン、四重奏）</p>
根拠法令等	図書館法、港区立図書館条例

事業実績																										
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>令和4年4月に三田図書館が札の辻スクエアに移転開設し、産業振興課センターの定員が100名を超えるホール大（280名）・小（120名）の利用が可能になりました。ホールを利用した講座・講演会等を16回実施し、1,174人の参加がありました。</p> <p>また、港区立図書館全体では、合計167回の講座・講演会を実施し、4,603人の参加があり、実施回数及び参加人数が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の数値以上になりました。</p> <table border="1"> <tr> <td>令和4年度</td> <td>実施回数</td> <td>167回、</td> <td>参加者数</td> <td>4,603人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>実施回数</td> <td>70回、</td> <td>参加者数</td> <td>1,069人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>実施回数</td> <td>44回、</td> <td>参加者数</td> <td>632人</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>実施回数</td> <td>97回、</td> <td>参加者数</td> <td>2,314人</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>実施回数</td> <td>124回、</td> <td>参加者数</td> <td>3,261人</td> </tr> </table>	令和4年度	実施回数	167回、	参加者数	4,603人	令和3年度	実施回数	70回、	参加者数	1,069人	令和2年度	実施回数	44回、	参加者数	632人	令和元年度	実施回数	97回、	参加者数	2,314人	平成30年度	実施回数	124回、	参加者数	3,261人
令和4年度	実施回数	167回、	参加者数	4,603人																						
令和3年度	実施回数	70回、	参加者数	1,069人																						
令和2年度	実施回数	44回、	参加者数	632人																						
令和元年度	実施回数	97回、	参加者数	2,314人																						
平成30年度	実施回数	124回、	参加者数	3,261人																						

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和3年度	6,073	6,073							6,073	4,928	81.15%
令和4年度	6,790	6,790							6,790	6,565	96.69%
令和5年度	6,874	6,874					-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	<p>指定管理料での実施になります。令和4年度は、人形劇などの子ども向けの行事も含め、6,564,673円の経費がかかっています。令和5年度は、子ども向けも含む事業費として6,874,000円を見込んでいます。今後も同程度の経費がかかる見込みです。</p> <p>*令和4年度子ども向け事業実績 実施回数 87回、参加人数 2,912人</p>										

所管課による項目別自己評価			
項目	自己評価	第3回会議後評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	5	各区立図書館で多様な講座や講演会を実施することは、多様な学びの機会を提供し、利用者の学びや知識が広がるきっかけとなるため、目的に合致しています。
事業の効果性	4	4	参加者アンケートによると、大多数の方が内容に満足しています。また、講座・講演会に参加することで初めて図書館に来る利用者が一定数存在しており、図書館の利用促進にも効果があります。
手法の効率性	3	3	図書館の持つ多様なネットワークを駆使して、歴史・伝統文化・音楽・スポーツなど様々なジャンルの講座・講演会を実施しています。また、内容に関連する資料を展示することにより、さらなる学びに繋がっています。 しかし、現在は参加申込みが電話又は来館のみです。利用者の利便性の向上のため、インターネットによる申込を導入する必要があります。また、オンラインやアーカイブ配信の実施を検討します。
区が実施する妥当性	5	5	港区立図書館条例で、区民の教育と文化の発展に寄与するため設置すると定めています。誰もが生涯を通じて自由に資料を手に取り、利用者の知りたい・学びたいという思いに応える必要があります。そのために、講座・講演会を行い、多様な学びの機会を提供し豊かな学びを支えることは、図書館として不可欠です。
事業継続の必要性	5	5	様々な講座・講演会を実施し、多く区民等が参加しています。引続き地域特性や旬な話題など、利用者の興味を引く講座・講演会を企画し、学ぶ意欲の向上を支えるため、事業を継続する必要があります。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	<p>● 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 廃止</p> <p>各区立図書館が、特徴を生かした多様な講座・講演会を実施し多くの方が参加しており、講座・講演会をきっかけに図書館を知り、図書館利用につながることもあります。港区立図書館のめざすべき姿である「生涯を通じて豊かな学びを支える図書館」を実現するためにも、今後も継続し実施する必要があります。 しかし、参加申込方法が電話及び来館のみのため、インターネットによる申込みを可能にする必要があります。また、定員を超える参加申込みがある講座・講演会も実施しており、オンラインでの参加やアーカイブ配信等の検討などより多くの人が参加できる取組を進めます。</p>
	<p>● 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 廃止</p> <p>図書館は地域の情報拠点であり、講座・講演会を実施することは、区民が新しい資料と出会い、学びや知識の広がるきっかけとなる重要な取組です。講座・講演会での学びが更なる読書活動につながり、学びの持続機能も期待できます。 各図書館が、話題に応じたテーマや図書館の特色を生かしたテーマなどを選定しているため、より関心を持ちやすい内容が多く、企画運営に工夫が見られます。 優れた文化に直接触れることは、特に子どもの豊かな育ちにとって重要なことです。 インターネットによる申込みや、オンラインやアーカイブ配信を行うなど、区民が参加しやすいような運営を実施する必要があります。</p>
二次評価 (評価会議による評価)	

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>より多くの区民に多様な学びの機会を提供できるよう、次の取組を推進します。</p> <p>① 区内には多くの専門図書館、博物館や文化財、81か国の大使館、様々な企業が立地しています。豊かな地域資源を生かし、地域に密着した多様な視点での講座・講演会を企画します。また、施設を訪れたり街歩きをするなど実物に触れる機会が得られるような講座も検討していきます。</p> <p>② より多くの区民が参加しやすいように、電話及び来館に加えてインターネットによる申込を実施します。さらに、オンラインでの参加やアーカイブ配信により、会場の定員以上の区民や来館が困難な区民の参加が可能となります。ICTを積極的に活用した取組を推進します。</p> <p>③ 講座・講演会に向けての事前の読書活動や、事後の読書活動を促すパスファインダーの作成や、関連資料の展示、参加者同士の交流の場の提供などにより、講座・講演会での学びを更なる読書活動へつなげていきます。</p>

「講座講演会などの実施」に関する意見

評価委員名： 末松 裕基

・地域資源や立地を活かした多様で魅力のある講座・講演会が企画されており、また参加者アンケートに基づく柔軟な企画運営も確認でき、本事業の充実ぶりがうかがえます。

・なかでも、鉄道開業 150 周年、勝海舟生誕 200 年、大河ドラマで話題となっている徳川家康など、日々の生活実感からも、より関心を持ちやすい内容が多く、学習を深める大きなきっかけとなるように、講座・講演会の企画運営が工夫されていることが確認できます。

・講座・講演回数 167 回、参加者数も 4,603 名と、いずれもコロナ禍以前よりも大きな数字となっており、本事業を通じて、区民の図書館利用が質量ともに充実してきたことが分かります。今後は、特に子育て世代や親子など、多世代の新たな参加者の発掘や交流の場の構築が、より一層重要になってくると思います。

評価委員名： 輿水 かおり

・豊かな人材や文化資源に恵まれている港区である。その特徴を大いに内外に発信するためにも、魅力的な講座・講演会の充実は重要な施策である。実績からも、それぞれの図書館で特色を生かした内容が示され、関係者の努力が伝わってくる。参加者がコロナ感染症前の数値を超えたことは、港区民の文化的関心の回復として喜ぶたいことでもある。こうした実績は、地域密着型の文化的資源を掘り起こす地道な活動の成果でもあると考える。ぜひ、港区ならではの文化に光をあて、区民の文化度を上げていく役割を今後も果たしてほしいものである。

・特に、子ども向けの事業費を確保し、子どもたちの情緒醸成や本物の芸術に触れる機会の提供は大切な事業内容であると考え。各学校でも子供たち向けの芸術鑑賞教室など計画しているが、教師の働き方改革や、保護者の費用負担、個々の子どもの興味関心に応えにくいといったデメリットも指摘されている。また、幼時期の文化体験は、その後の成長に大きく影響するといわれている。子どもたちの豊かな育ちのためにも拡充をのぞきたい。

・手法の効率性について 3「普通」という自己評価であったが、改善策も具体的に示されており、来年度についてはさらなる充実が期待できる。

評価委員名： 松尾 哲矢

・図書館では、区民の学ぶ意欲の一層の向上をめざして、図書館資料の充実だけでなく、新しい資料と出会い、学びや知識の広がるきっかけとなる取り組みとして、講座・講演会などを開催されていることは評価できます。

・参加者はリピーターが多いと思われるので、本事業が新規の皆さんの参加にどれだけつながっているかという点から評価するとともに新規の皆さんの参加促進を図っていただきたいと思います。また、後で見たいという方のためにアーカイブ配信等を充実することで、より多くの皆さんの学びにつながると考えられます。

・講座・講演会での学びがさらなる読書行動につながる取り組みを入れることで本事業のねらいである講座・講演会からさらなる読書行動へという流れが達成できるものと考えられます。また、講座・講演会に向けて、「事前の読書行動」を促し、講座・講演会を契機として「事後の読書行動」につなげるという循環型の取り組みも期待したいと思います。

評価委員名： 鞍馬 裕美

・知の拠点・ネットワークの拠点としての図書館を象徴する多彩な講座講演会が実施され、区民の教育と文化の発展に大きく貢献している事業であると高く評価できます。

・講座実施後の参加者アンケートは行われていますが、参加者以外の人々の意見や希望に関する把握をいかに進めるか、新たな講座受講者の開拓をどのように図っていくかは検討の余地があると考えます。

・広報のあり方とも関連し、受講者は何を見て申し込みを行っているのかの把握も必要です。そのうえで、オンラインによる申し込みを可能としたり、オンラインやアーカイブによる講座の配信を行うなど、時代にあった方法の導入も望まれます。

・子ども向けの講座、大人も子どもも楽しめる講座、大人向けの講座等、各種の講座の区別や精査がどのようになされているのか、その妥当性についても引き続き検討されることを期待します。

資料Ⅰ 点検及び評価の経過

時 期	内 容	実施概要
令和5年7月14日(木)	第1回評価会議 (書面開催)	・評価委員の委嘱 ・評価対象事業の抽出 ・評価方法、スケジュールの確認
令和5年8月21日(月)	8月教育委員会 臨時会	・評価対象等の審議 (評価対象事業の決定)
令和5年9月5日(火)	第2回評価会議	・教育委員会事務局自己評価の 提示、ヒアリング
令和5年12月22日(金)	第3回評価会議	・各事業に対する評価委員の 意見の提示 ・評価委員と教育委員との意見 交換 ・令和4年度点検及び評価に対 するその後の取組の点検
令和6年1月22日(月)	1月教育委員会 臨時会	・点検・評価報告書(案)の審議
令和6年2月7日(水)	港区議会へ報告書を提出 区民文教常任委員会へ教育委員会における点検・評 価について報告	

資料Ⅱ 評価委員

点検及び評価の実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、4人の評価委員から意見をいただきました。

氏名	役職
末松 裕基	東京学芸大学総合教育科学系准教授
輿水 かおり	一般財団法人言語教育振興財団理事
松尾 哲矢	立教大学コミュニティ福祉学部教授
鞍馬 裕美	明治学院大学心理学部准教授

資料Ⅲ 実施要綱

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成21年3月18日
20港教庶第1618号

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、港区教育委員会(以下「委員会」という。)が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、「港区基本計画」、「港区学校教育推進計画」、「港区生涯学習推進計画」、「港区スポーツ推進計画」、「港区立図書館サービス推進計画」及び「港区の教育」に掲載された主要施策及び教育施策上の重要課題とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、毎年度、前年度の前項に規定する事項について点検及び評価を実施する。

(評価委員の設置)

第4条 委員会は、点検及び評価の実施にあたり、教育に関し学識経験を有する者を評価委員(以下「委員」という。)とし、その知見の活用を図る。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から4人以内を選定し、委員会が委嘱する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告等)

第5条 委員会は、別記様式1により、点検及び評価結果の報告書を作成し、港区議会に報告し公表する。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

<参考>

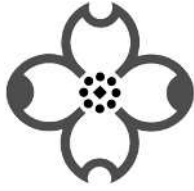
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

区 の 木



ハナミズキ
ミズキ科
北米原産 外来種
落葉広葉樹

区 の 花



アジサイ
ユキノシタ科
日本（関東南部）原産
落葉広葉樹 1.5～2.0m



バラ
バラ科
日本、中国、欧州原産
常緑落葉低木つる



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号

〇〇〇－〇〇〇

令和5年度（2023年度）港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）報告書

令和6（2023）年1月

発行：港区教育委員会

編集：港区教育委員会事務局教育推進部教育長室

港区芝公園一丁目5番25号

03-3578-2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。